

# 福井県報

号外第22号  
令和6年  
3月26日(火)  
火曜日発行

## 目次

(※は県例規集登載事項)

### 訓令

※福井県職員服務規程および職員の人事異動の取扱規程の一部を改正する訓令(四)

・人事課

### 人事委員会規則

※在宅勤務等手当の支給に関する規則(六)……………五

※福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(七)……………六

※福井県職員等の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(八)……………八

## 訓 令

福井県訓令第4号

庁中一般  
各出先機関

福井県職員服務規程および職員の人事異動の取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月26日

福井県知事 杉本 達治

福井県職員服務規程および職員の人事異動の取扱規程の一部を改正する訓令

(福井県職員服務規程の一部改正)

第1条 福井県職員服務規程(昭和39年福井県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(赴任) 第8条 (略) 第9条 削除</p>	<p>(赴任) 第8条 (略) 第9条 <u>新たに採用された職員は、着任後1週間以内に職員カード(最終の学歴を証明する卒業証書の写しまたは卒業証明書、特別の免許を有する者にあつてはその免許状の写しを添付すること。)</u>を所属長に提出しなければならない。 2 所属長は、前項の提出書類を保管し、必要に応じ整理しなければならない。 3 所属長は、職員が転任または配置換えを命ぜられたときは、人事課長が別に定める給与通報および保管に係る当該職員の職員カードその他の給与通報に定める書類を速やかに転任または配置換え先の所属長に送付するものとする。</p>
<p>(履歴事項の追加変更届) 第10条 (略) 2 前項の届には、戸籍記載事項については戸籍抄本を、学歴、資格等についてはその<u>証明書の写し</u>を添付しなければならない。 3 (略) 4 所属長は、第2項に規定する添付書類を保管し、必要に応じ整理しなければならない。</p>	<p>(履歴事項の追加変更届) 第10条 (略) 2 前項の届には、戸籍記載事項については戸籍抄本を、学歴、資格等についてはその<u>証明書</u>を添付しなければならない。 3 (略)</p>

(職員の人事異動の取扱規程の一部改正)

第2条 職員の人事異動の取扱規程(昭和41年福井県訓令第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(福井県職員カード)</p> <p>第8条 知事は、職員の人事管理上必要な事項を<u>記録</u>し、これを常時有機的に活用するため、職員別に福井県職員カード(様式第10号)を調整管理するものとする。</p> <p>(給与通報等)</p> <p>第9条 所属長は、職員が転任または配置換えを命ぜられたときは、人事課長が別に定める給与通報および当該職員の給与通報に定める書類を速やかに転任または配置換え先の所属長に送付するものとする。</p>	<p>(人事カード)</p> <p>第8条 知事は、職員の人事管理上必要な事項を<u>記載</u>し、これを常時有機的に活用するため、職員別に人事カード(様式第10号)を調整管理するものとする。</p>

様式第10号を次のように改める。



## 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

## 人事委員会規則

在宅勤務等手当の支給に関する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第六号

在宅勤務等手当の支給に関する規則

(趣旨)

第一条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十四号。以下「条例」という。)第十一条の三の規定による在宅勤務等手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(在宅勤務等の場所)

第二条 条例第十一条の三第一項の人事委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)または二親等内の親族の住居
- 二 宿泊施設の客室(職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。)
- 三 前二号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第三条 条例第十一条の三第一項の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

一 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福井県条例第二号)第八条の二第一項に規定する超勤代休時間または条例第十四条に規定する祝日法による休日等もしくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間(いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。)

二 勤務しないことにつき特に承認があつた時間(前号に掲げる時間を除く。)

(一箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第四条 条例第十一条の三第一項の人事委員会規則で定める期間は、三箇月とする。

(確認)

第五条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、当該在宅勤務等手当の支給に係る勤務(以下この条において「在宅勤務等」という。)を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他条例第十一条の三第一項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の規定による確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第六条 在宅勤務等手当は、給料の支給日(福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則(昭和三十二年福井県人事委員会規則第一号)第二十二条第一項に規定する給料の支給日をいう。以下この条において同じ。)に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、または死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。  
(支給期間等)

第七条 職員が新たに条例第十一条の三第一項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、在宅勤務等を命ぜられた期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。  
(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第七号

福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十年福井県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中

「	専	任	手	当	」
	専	任	手	当	」

を  
在宅勤務等手当  
に改める。

様式第四号中「

」を

「	専	任	手	当	」
	専	任	手	当	」

に改める。

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則(昭和三十三年福井県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(扶養手当の支給)

第二十五条 (略)

2〜7 (略)

(扶養手当の支給)

第二十五条 (略)

2〜7 (略)

8 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の扶養手当は、前項本文の規定にかかわらず、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動がその月の給料の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

9・10 (略)

(単身赴任手当の支給)  
第二十五条の五 (略)

(在宅勤務等手当の支給)

第二十五条の六 条例第十一条の三に規定する在宅勤務等手当の支給に關し必要な事項は、別に定める。

(寒冷地手当の支給)

第二十六条 (略)

(通勤手当の支給に關する規則の一部改正)

第三条 通勤手当の支給に關する規則(昭和三十三年福井県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

改正後

第八条 条例第十一条第二項第一号に規定する運賃等相当額(次項および第八條の三第一号において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 (略)

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分(在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他人事委員会が定める職員にあつては、一箇月当たりの平均通勤所要回数分)の運賃等の額

2 (略)

(短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第八条の二 条例第十一条第二項第二号(福井県職員の育児休業等に関する条例(平成四年福井県条例第一号)第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の人事委員会規則で定める職員は、一箇月当たりの平均通勤所要回数が十回に満たない職員とする。

2 条例第十一条第二項第二号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

8 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の扶養手当は、前項本文の規定にかかわらず、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動がその月の給料の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

9・10 (略)

(単身赴任手当の支給)  
第二十五条の五 (略)

第二十六条 (略)

改正前

第八条 条例第十一条第二項第一号に規定する運賃等相当額(次項および第八條の三第一号において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 (略)

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

2 (略)

(短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第八条の二 条例第十一条第二項第二号(福井県職員の育児休業等に関する条例(平成四年福井県条例第一号)第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の人事委員会規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される福井県職員等の処遇等に関する条例施行規則の一部改正)  
 第四条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福井県職員等の処遇等に関する条例施行規則(昭和六十三年福井県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第三条 一般の派遣職員(条例第四条第一項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。)の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当および管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。)が支給されない場合またはその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額(以下「報酬年額」という。)が、外務公務員俸給等相当年額(当該派遣の期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における当該一般の派遣職員の給料および扶養手当(当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員(以下「所在国勤務の外務公務員」という。)であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号。以下「外務公務員給与法」という。)の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。)の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当および勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当および配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。)に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれに百分の百以内を乗じて得た額とする。</p> <p>258 (略)</p>	<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第三条 一般の派遣職員(条例第四条第一項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。)の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当および管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。)が支給されない場合またはその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額(以下「報酬年額」という。)が、外務公務員俸給等相当年額(当該派遣の期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における当該一般の派遣職員の給料および扶養手当(当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員(以下「所在国勤務の外務公務員」という。)であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号。以下「外務公務員給与法」という。)の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。)の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当および勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当および配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。)に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれに百分の百以内を乗じて得た額とする。</p> <p>258 (略)</p>

附則  
 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福井県職員等の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第八号



福井県職員等の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 福井県職員等の定年等に関する条例施行規則（昭和六十年福井県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（管理監督職に含まれる職）</p> <p>第八条 条例第六条第三号の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。</p> <p>一 福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和二十九年福井県条例第二十四号。以下「給与条例」という。）第三条第一項第二号に規定する警察職給料表の適用を受ける職員であつて、その職務の級が六級であるものの職（条例第六条第二号に規定する警部の階級にある警察官を除く。）</p> <p>二 給与条例第三条第一項第四号に規定する研究職給料表の適用を受ける職員であつて、その職務の級が四級であるものの職</p> <p>三 略</p> <p>四 略</p> <p>五 略</p>	<p>（管理監督職に含まれる職）</p> <p>第八条 条例第六条第三号の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。</p> <p>一 福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和二十九年福井県条例第二十四号。以下「給与条例」という。）第三条第一項第四号に規定する研究職給料表の適用を受ける職員であつて、その職務の級が四級であるものの職</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p> <p>四 略</p>

附 則  
 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十六日発行  
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県